

労働賃金支払実態調査⑤

企業の労働賃金の支払状況を確認し、労働賃金の支払を評価する総合評価
落札方式など新たな入札制度の基礎資料とする。

1 調査対象工事

◆下請工事が見込まれる建設工事のうち発注者が選定し、あらかじめ入札公告で
示した工事

※13建設事務所と3砂防事務所、10地方事務所（農地整備課、林務課）、建設
部施設課、企業局現地機関の発注する工事のうち40箇所程度

2 調査対象企業

◆受注者及び下請企業のうち発注機関で指定した者

3 調査対象職種

◆調査対象工事に従事する労働者のうち主要職種（主要職種とは全労働者数の上
位3職種程度）

4 調査対象期間

◆発注者が指定した賃金の基礎となる1か月間

5 調査方法

- ① 発注者は、調査対象工事を選定し、入札公告で明示
- ② 受注者は、すべての下請企業に調査の主旨を説明し、協力を依頼
- ③ 受注者は、施工計画提出時に労務者の確保計画（様式1）を発注者に提出
- ④ 発注者は、調査対象職種を決定したうえで、調査対象期間及び調査対象企業
を指定し、調査企業に協力を依頼
- ⑤ 発注者は、調査企業から賃金台帳、就業規則等の提示を受け、聴き取りによ
り「労働賃金の支払実態調査表（様式2）」作成
- ⑥ 発注者は、様式2から「職種別労働賃金内訳表（様式3）」、様式1を作成
し支払いの実態を確認

6 調査開始

◆平成27年2月以降の公告案件で実施

7 工事成績点での評価

◆当該工事では、調査に協力した場合は工事成績（創意工夫、社会性等）で評価